# 【2019年5月 学科試験】

# 【第1問】

(1) 1

正しい。なお、個人顧客のバランスシートを作成する場合、バランスシートに記載する金額は時価を使用する。

(2) **2** 

後期高齢者医療制度の被保険者は、<u>75歳</u>以上の者、または65歳以上75歳未満で一定の障害状態である旨の後期高齢者医療広域連合の判定を受けた者である。よって、 国民健康保険の被保険者は、原則として、75歳に達した時にその資格を喪失する。

(3) **1** 

正しい。なお、倒産、解雇、雇止め等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あることなどの要件を満たすことが必要となる。

(4) **1** 

正しい。いわゆる「在職老齢年金」に関する記述である。

(5) **2** 

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(貸与型)には、<u>無利息の</u>第一種奨学金と年利3%を上限とする利息付の第二種奨学金があり、共に返済義務がある。

(6) **1** 

正しい。保険法では、保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務違反をした場合、保険会社は保険契約を解除することができる。ただし、下記の場合には解除権が消滅し、保険会社は解除できないと規定されている。

- ・保険募集人が禁止行為を行った場合
- ・保険契約が責任開始日から5年を超えて有効に継続した場合
- ・保険会社が解除の原因となる事実を知ってから1ヵ月が経過した場合

# (7) 2

生命保険の保険料は、将来の保険金支払いの財源となる純保険料と、保険契約を維持・管理するための費用である付加保険料から構成される。純保険料は予定死亡率と予定利率を基に計算され、付加保険料は予定事業費率を基に計算される。

# **(8) 2**

いわゆる「ハーフタックスプラン」に関する記述である。

契約者(=保険料負担者)を法人、被保険者を役員および従業員全員、死亡保険金受取人を被保険者の遺族、満期保険金受取人を法人とする養老保険に加入することにより、法人は、その支払った保険料の1/2を福利厚生費として損金の額に算入し、残り1/2を保険料積立金として資産計上する。

契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	満期保険金 受取人	経理処理
		法人	法人	保険料積立金 (資産)
	役員・従業員	被保険者の遺族	被保険者	給与 (損金)
法人		被保険者の遺族	法人	保険料積立金 (1/2)(資産) 福利厚生費 (1/2)(損金)

# (仕訳の例) 1/2養老保険の支払保険料100万円

借	-	方	貸	方
保険料積立金	(資産)	50万円	現金・預金	100万円
福利厚生費	(損金)	50万円		

#### (9) **2**

普通傷害保険は、国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤途上、スポーツ中、旅行中など日常生活の中で起こる「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害(ケガ)を補償するが、細菌性食中毒および地震・噴火・津波による傷害は、保険金支払の対象とならない。

## (10) **1**

正しい。人身傷害補償保険では、被保険者が自動車事故により死亡または傷害を被った場合、過失割合にかかわらず、保険金額の範囲内で損害額の全額が支払われる。

#### (11) **1**

正しい。公開市場操作(オペレーション)には、売りオペレーションと買いオペレーションがある。

- 売りオペレーション→資金吸収→通貨量減少・金利上昇
- ・買いオペレーション→資金供給→通貨量増加・金利低下

#### (12)

正しい。株式投資信託とは、投資対象として株式を組み入れることができる証券 投資信託で、株式組入比率がゼロであっても、約款上、投資対象に株式が含まれて いれば、株式投資信託に分類される。

## (13) **2**

債券投資には、市場金利の変化に応じて債券価格が変動する価格変動リスク(金 利変動リスク)がある。一般に、市場金利が低下すると債券価格は上昇して利回り は低下し、反対に、市場金利が上昇すると債券価格は下落して利回りは上昇する。

市場金利金	債券価格 ➡	債券の利回り 合
市場金利畢	債券価格 ①	債券の利回り 🖶

#### (14) **1**

正しい。

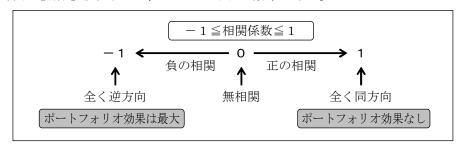
配当利回り=
$$\dfrac{1$$
株当たり配当金  
株価  $imes$   $ime$ 

X社の配当利回り = 
$$\frac{24 \text{円}}{1,200 \text{円}} \times 100 = \underline{2\%}$$

## (15) **2**

いわゆる「ポートフォリオ効果 (ポートフォリオのリスク低減効果)」に関する 記述である。

ポートフォリオ効果は、組み入れている資産の価格変動パターンが似ているかどうかという「相関関係」が大きく作用し、これを数値で表したものが「相関係数」である。相関係数は-1から+1までの範囲の数値で表され、-1に近いほどポートフォリオ効果は高くなり、-1で最大になる。また、相関係数が+1のときは全く同じ値動きをするため、ポートフォリオ効果はない。



## (16) **2**

所得税法における居住者(非永住者を除く)は、原則として、<u>国内外で生じたすべての所得</u>について所得税の納税義務が生じる。所得税の納税義務者は次のとおり。

	種 類	課税所得の範囲
居	非永住者以外	<u>すべての所得</u>
住	-11- → . /- <del>1/</del> -	国内源泉所得およびそれ以外の所得で国内で支払われま
者	非永住者	たは国外から送金されたもの
非居住者		国内源泉所得

## (17) **1**

正しい。なお、敷金や保証金などのうち賃借人に返還を要しない金額は、返還を要しないことが確定した日に総収入金額として計上する必要がある。

## (18) 2

上場株式等に係る譲渡所得は申告分離課税であるため、原則として、不動産所得などの総合課税の所得金額と<u>損益通算することはできない</u>。ただし、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得や特定公社債等に係る利子所得は、上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算することができる。

## (19) 2

確定拠出年金の個人型年金において、加入者が拠出した掛金は、その<u>全額</u>が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。

#### (20) **1**

正しい。納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除および配偶者特別控除のいずれの適用も受けることはできない。

# (21) **2**

不動産取引において、解約手付が交付された場合、相手方が契約の履行に着手するまでは契約を解除できる。買主が解除する場合はその手付の放棄、売主が解除する場合はその手付の倍額の金銭の提供が必要となる。

#### (22) 1

正しい。事業用定期借地権は、公正証書による契約締結を設定要件の1つとしている。

《普通借地権と定期借地権のまとめ》

			;	定期信	告 地 権	
区分		普通借地権		事業用定期借地権		建物譲渡特約付
	,,		一般定期借地権	短期型	長期型	借地権
				(2項)	(1項)	11.212
建 /////	利田			専ら事業の用に供		
目 100	建物利用 制限なし		制限なし	する建物に限る		制限なし
Ħ	的			(居住用建	物は除く)	
方法	期間	30年以上	50年以上	10年以上	30年以上	30年以上
1十 形心	朔间	30平以上	50平以上	30年未満	50年未満	30平以上
/ <del>  :</del> +\	権契	最初の更新は20年				
		以上その後は10年	なし	なし		なし
約の更新		以上	<b>人上</b>			
借地	関係	法定更新がある	## # プ	期間満了		建物所有権が地主
の糸	終了	広足史析がめる	期間満了			に移転したとき
契約	方式	制限なし	公正証書等の書面	公正証書に限る		制限なし

#### (23) **1**

正しい。建築基準法の規定では、工業専用地域以外の用途地域で住宅を建築する ことができる。

## (24) **2**

「建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)」では、区分所有者の集会において、区分所有者および議決権の各<u>4分の3</u>以上の多数で、規約の設定・変更・廃止の決議をすることができる。

決議要件	決 議 内 容		
各過半数の賛成	一般的事項 (小規模滅失による共用部分の復旧)		
各 <u>4分の3</u> 以上の賛成	<ul><li>・共用部分の重大な変更</li><li>・規約の設定・変更・廃止</li><li>・違反者への措置</li><li>・大規模滅失による共用部分の復旧</li></ul>		
各5分の4以上の賛成	建替え		

## (25) **2**

新築の戸建て住宅は、不動産取得税の課税標準から1,200万円 (認定長期優良住宅の場合は1,300万円) が定額控除される特例の適用を受けることができる。

#### (26) 1

正しい。なお、書面による贈与では、「贈与契約の効力が発生した時」が財産の 取得時期であるため、契約後はまだ履行されていない部分も含めて撤回することが できない。

## (27) **1**

正しい。いわゆる「低額譲受(低額譲渡)」に関する記述である。 低額譲受があった場合、みなし贈与財産として「譲渡された財産の時価ーその対 価の額」に贈与税が課税される。

## (28) **2**

相続人は、相続について、相続の放棄または限定承認をする場合は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。

## (29) **2**

被相続人の配偶者および1親等の血族(子・父母)以外の者が相続または遺贈により財産を取得した場合、その算出相続税額の2割相当の税額が加算される。ただし、子の代襲相続人(被相続人の孫)は、2割加算の対象外となる。

# (30) 2

「生命保険契約に関する権利」の価額は、<u>解約返戻金</u>の額に基づいて評価する。 契約者と被保険者が異なる死亡保険契約において契約者が死亡した場合、保険事故 が発生していないため保険金は支払われないが、当該契約を引き継いだ者が「生命 保険契約に関する権利」を取得したとして、その価額が相続税の課税対象となる。

#### 【第2問】

#### (31) 1

健康保険の「任意継続被保険者制度」とは、被保険者期間が継続して<u>2ヵ月以上</u>あった者が、希望により、被保険者資格喪失後<u>20日以内に申請すれば、退職後最長</u>2年間は退職前の健康保険に加入できる制度である。

#### (32) **2**

夫が受給している老齢厚生年金の加給年金対象者である妻が<u>65</u>歳になると、加給年金額は加算されなくなるが、その代わりに、当該妻の老齢基礎年金に振替加算額が加算される。振替加算額は、<u>妻</u>の生年月日に応じた額となり、昭和41年4月2日以降生まれの者はゼロとなる。

#### (33) 3

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者等が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する額である。

#### (34) **3**

「フラット35」の借入対象となる住宅は、住宅の建設費または購入価額が<u>1億円</u>以下(消費税を含む)の住宅である。

## (35) **1**

貸金業法の規定(融資額の総量規制)により、個人が借入れできる無担保借入額の合計は、原則として、<u>年収額</u>の3分の1までに制限されている。なお、不動産購入のための貸付けや自動車購入時の自動車担保貸付けは、総量規制の対象とならない貸付けである。

#### (36) 3

保険業法上の保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うことと定義される。保険募集人が保険契約締結の<u>媒介</u>を行う場合、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立する。保険募集人が保険契約締結の<u>代理</u>を行う場合、保険契約の申込みに対して保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立する。

#### (37) **2**

契約転換制度を利用した場合の転換後の保険料は、契約<u>転換時</u>の保険料率により 計算される。また、改めて告知または診査が必要である。

#### (38) **2**

<死亡保険金と税金>

契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
A	A	В	相続税
A	В	A	所得税 (一時所得)
A	В	С	贈与税

(39) **1** 

海外旅行(傷害)保険では、細菌性食中毒や地震・噴火・津波による傷害(ケガ)を特約無しで<u>補償する</u>。また、海外旅行のために、住居を出発してから住居に帰着するまでの間に被った傷害を補償する。

(40) **3** 

個人賠償責任保険は、日本国内の日常生活における対人・対物事故による賠償責任を補償する保険で、<u>自動車事故による賠償責任</u>や、他人から借りた物・預かった物に対する賠償責任は保険金支払いの対象とならない。よって、本間では「<u>配偶者が自動車の運転中に歩行者に接触して</u>」ケガを負わせた場合の賠償責任は保険金支払いの対象とならない。

(41) **2** 

一般消費者が購入する商品やサービスの価格(物価)変動を表した指数を<u>消費者物価指数</u>といい、総務省が毎月公表している。なお、景気動向指数および消費者態度指数は内閣府が公表している。

(42) **1** 

<u>グロース</u>運用は成長性が高い銘柄を選択する運用手法であるため、市場平均に比べてPERが高く、配当利回りが低いポートフォリオとなることが多い。

(43) **3** 個人向け国債の最低保証金利は、年0.05%である。

るときの為替レートはTTBである。

- (44) **3** 顧客が円貨を外貨に換えるときの為替レートはTTS、顧客が外貨を円貨に換え
- (45) **3**

金融商品の販売等に関する法律 (金融商品販売法)では、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨および当該指標等について顧客に説明することが義務付けられている。そのため、顧客が金融商品販売業者等の説明義務違反や断定的判断の提供等によって損害を被った場合、顧客は金融商品販売業者等に対して損害賠償責任を追及することができる。

(46) **3** 

預貯金の利子などの利子所得は、原則として、<u>20.315%</u>(復興特別所得税を含む 所得税15.315%・住民税5%)の税率による源泉分離課税の対象となる。

(47) **2** 建物、建物附属設備および構築物の減価償却方法は、定額法である。

(48) **1** 

一時所得の金額=総収入金額-支出金額-特別控除額(最高50万円)

また、所得税における総所得金額に算入される金額は、一時所得の金額の2分の1である。

## (49) **1**

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用要件は以下のとおり。

- ① 返済期間(償還期間)が10年以上の住宅ローンで取得等したこと。
- ② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。

<住宅の要件>

- ・床面積が50㎡以上であること。
- ・中古住宅は、築後20年(耐火建築物は25年)以内、または新耐震基準 に適合していること。
- ・増改築は工事費用が100万円を超えること。
- ・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。
- ③ 取得後6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。
- ④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

#### (50) **1**

純損失の金額が生じた場合、青色申告者は税務上の特典として、その純損失の金額を翌年以後3年間にわたって繰越控除することができる。

(51) 2

仮登記には、本登記の順位を<u>保全する</u>効力はあるが、本登記にしなければ第三者 に対抗することはできない。

(52)

民法では、瑕疵があることを知った時から<u>1年</u>以内であれば、いつでも瑕疵担保 責任を追及することができる。

(53) **1** 

第一種・第二種低層住居専用地域または田園住居地域内における建築物の高さは、 原則として10mまたは12mの高さ制限がある。

(54) **3** 

2020年3月31日までに住宅を新築した場合、「新築された住宅に対する固定資産税の減額」の適用を受けることにより、一定の期間、その家屋に係る固定資産税について、床面積120㎡までの部分に相当する税額が2分の1に減額される。

(55) **2** 

純利回り(NO I 利回り)(%) = 
$$\frac{$$
純収益(年間収入-年間費用)   
投資総額 
$$= \frac{120万円 - 40万円}{2,000万円} \times 100 = \underline{4.0\%}$$

## (56) **3**

「贈与税の配偶者控除」とは、婚姻期間<u>20年</u>以上の配偶者から居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、基礎控除額(110万円)とは別に、最高<u>2,000万円</u>を控除することができる規定である。

# (57) **2**

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受ける受贈者は、贈与時に贈与者の直系卑属で、贈与を受けた日の属する年の1月1日において20歳以上であり、贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下でなければならない。

#### (58) 1

遺留分とは、兄弟姉妹を除く相続人が法律上取得することを保証されている相続 財産のうちの一定の割合をいい、相続財産全体のうちの遺留分の割合(総体的遺留 分)は、直系尊属のみが相続人である場合を除き、2分の1である。また、本問に おいて、民法上の法定相続人および法定相続分は、配偶者が2分の1、長男、長女 および二女がそれぞれ6分の1である。

したがって、以下のように計算する。

二女の遺留分の金額=遺留分算定基礎財産の価額×総体的遺留分×法定相続分 = 1 億2,000万円× $1/2 \times 1/6$  = 1,000万円

## (59) **2**

いわゆる「生前贈与加算」に関する記述である。

相続または遺贈によって財産を取得した者が、相続開始前<u>3年</u>以内に被相続人から贈与を受けた財産は、原則として、その財産の<u>贈与時</u>の価額で相続税の課税価格に加算される。

#### (60) **1**

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と 減額割合は以下のとおり。

	宅地の区分	限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330 m²	80%
事業用	特定事業用宅地		900/
	特定同族会社事業用宅地	400 m²	80%
貸付事業用宅地(貸付用不動産の宅地)		<u>200 m²</u>	<u>50%</u>